

6 福祉指二第 8 5 号  
令和 6 年 5 月 1 0 日

各保育所施設長 殿

東京都福祉局指導監査部長  
西坂 啓之  
(公印省略)

令和 6 年度施設調査書の提出について (依頼)

保育所の運営につきましては、日頃から御尽力いただき感謝申し上げます。

標記の件について、「施設調査書 (民間保育所)」を下記により作成し、関係書類とともに御提出いただきますようお願いいたします。

なお、本調査書については、福祉局ホームページにその一部を公開するとともに、情報開示を請求される都民等に対して、個人に関する情報等を除き開示することがあります。

また、区市町村から情報提供の依頼があった場合、本調査書を提供する場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

記

1 調査書記入上の注意点

- (1) 調査書の作成時点は、原則として、令和 6 年 4 月 1 日現在とします。
- (2) 23 ページ以降の会計経理の記入は不要です。
- (3) 令和 6 年 4 月以降開設の施設については、令和 5 年度実績の記入は不要です。
- (4) 保育所と区市町村主管課とで協力して記入してください。

2 提出物

- (1) 施設調査書 1 部
- (2) 添付書類 1 部  
(保育内容) 令和 6 年度入園のしおりの写し

3 提出期限

令和 6 年 6 月 2 8 日 (金曜日)

なお、提出期限より前に検査を予定している施設につきましては、上記の提出期限にかかわらず、個別に提出期限の連絡をさせていただくことがあります。

4 作成方法

別紙「令和 6 年度施設調査書 (民間保育所)」に必要事項を入力し、作成してください。

なお、施設調査書の様式は、東京都福祉局ホームページからダウンロードすることもできます。

(URL) 東京都福祉局ホームページ (「施設調査書」のページ)

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/hoikushisetsukensa/30tyousasho.html>

\* 「認可保育所 (公設民営)」の様式をダウンロードしてください。

5 提出方法

- (1) ① 「指導検査事業者ポータル」にメールアドレスを登録済みの場合

令和 6 年 5 月 1 7 日に専用メールアドレス ([no-reply@fukushikensa.metro.tokyo.jp](mailto:no-reply@fukushikensa.metro.tokyo.jp)) から各施設宛に下記の件名でメールを送付いたします

**件名：【東京都福祉局】令和 6 年度施設調査書の提出について**

施設調査書作成後、メール本文に記載のある URL にログインの上、上記「2 提出物」に記載の書類を全てアップロードしてください。

アップロード方法については、別紙「施設調査書提出マニュアル」をご参照ください。

- ②「指導検査事業者ポータル」にメールアドレスを登録していない場合  
上記①に記載のメールが届きませんので、施設ごとに以下の回答フォームからメールアドレス等のご登録をお願いします。

※ホームページ上では、回答フォームの URL は非公開としております。  
回答フォームの URL については、区市町村経由で送付する依頼文等に記載しておりますので、そちらをご参照ください。

※詳細については、別紙「指導検査事業者ポータルへのメールアドレス登録について（依頼）」をご参照ください。

- (2) 上記(1)による方法での提出が難しい場合

下記の提出専用メールアドレス宛に書類を添付の上で送信をお願いします。

(提出専用メールアドレス)

[hoiku-chousasho@section.metro.tokyo.jp](mailto:hoiku-chousasho@section.metro.tokyo.jp)

\*添付する資料は ZIP 形式でひとまとめにし、フォルダ名を「(所在の区市町村名)(保育所名)」と指定していただくとありがたいです。(例:「新宿区 東京都庁保育所」)  
容量が大きく、ひとまとめでの提出が難しい場合は、分割していただいて構いません。

- (3) 上記(1)、(2)による方法での提出が難しい場合

恐れ入りますが、下記まで書類一式の郵送をお願いします。

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎26階中央及び南側  
東京都福祉局指導監査部指導第二課保育施設検査担当 宛

## 6 その他

令和6年度指導検査基準等については、東京都福祉局ホームページ内の以下のページよりご確認ください。

○指導検査実施要綱・実施方針・検査基準等のページ

(「東京都 指導検査実施要綱・実施方針・検査基準等」で検索できます。)

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/youkoutou/sidoukijyun.html>

※準備ができたものから順次掲載を行う予定です。

なお、この調査書の依頼について、中核市(八王子市)及び児童相談所設置市(港区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区)は検査権限が移譲されているため対象外です。

## 7 提出先及び問合せ先

- (1) 提出先及び施設調査書の内容について

東京都福祉局指導監査部指導第二課保育施設検査担当

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

都庁第一本庁舎26階中央及び南側

電話03-5320-4055・4056(直通)

- (2) 「指導検査事業者ポータル」について

①電話03-6387-2624(事業者ポータル専用ヘルプデスク)

②電話03-5320-4051(東京都福祉局指導監査部指導調整課)